

# 東大寺が兵庫関で獲得した「顕密御願料」の検討

曾根 佑規

## はじめに

現在の神戸市兵庫区の海岸部は中世において「兵庫嶋」と呼ばれ、そこには「兵庫関」と呼ばれる関所が設けられた。兵庫関は、東大寺の「兵庫北関」と興福寺の「兵庫南関」がそれぞれ朝廷からの寄進を受けて関所経営を行った。一五世紀頃になると史料上では、各関所をまとめて「兵庫北南関」と表現されるようになる。特に東大寺が管理した兵庫北関の税徴収に関する帳簿である「兵庫北関入船納帳」の発見は、その史料的人格から瀬戸内海交易の流通に関する研究を加速させ、兵庫嶋が瀬戸内海交易の集積地・要港であったことを意識づけた<sup>(1)</sup>。

一方で、東大寺や興福寺が兵庫関を獲得できた理由や関所経営に関する研究は、先述の「兵庫北関入船納帳」の研究に対して圧倒的に乏しく、未だ解明されていない部分も多い<sup>(2)</sup>。鎌倉期から関所経営を行っていた東大寺が関所の寄進を受けた際の院宣には（返り点は著者が記入した）<sup>(3)</sup>、

撰津国兵庫嶋升米事、永代所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>寄<sup>三</sup>附東大寺八幡宮<sup>一</sup>也、於<sup>三</sup>嶋修固<sup>一</sup>者、寺家致<sup>三</sup>其沙汰<sup>一</sup>、以<sup>三</sup>余剩<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>三</sup>顕密御願之料所<sup>一</sup>、然者、西国往反之船、不<sup>レ</sup>論<sup>三</sup>神社仏寺権門勢家領土貢<sup>一</sup>、云<sup>三</sup>上船石別升米<sup>一</sup>、

云<sup>三</sup>下船置石<sup>一</sup>、任<sup>三</sup>先例<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>致<sup>三</sup>其沙汰<sup>一</sup>之由、可<sup>レ</sup>有<sup>三</sup>御下知<sup>一</sup>之由、院御気色所候也、仍言上如<sup>レ</sup>件、

延喜<sup>(慶)</sup>元年十二月廿七日

経親奉

進上 東大寺別当僧正御房

追言上

雑船事、任<sup>三</sup>傍例<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>致<sup>三</sup>沙汰<sup>一</sup>之由、同可<sup>レ</sup>有<sup>三</sup>御下知<sup>一</sup>とあり、東大寺八幡宮の「顕密御願之料所」として寄進を受けていることが分かる。小嶋教寛氏<sup>(4)</sup>は、一般的に津料獲得の際に具体的な使途を限定する必要があるが、明確な使途はなく「顕密御願之料所」という曖昧な表現のみが見受けられ、通常とは異なる寄進であったと述べている。

既に「顕密御願之料所」（以後、後述のとおり全体を指す言葉として「顕密御願料」と表記する）の獲得方法や使途については、先学によって次のような研究がなされてきている。まず、「顕密御願料」の獲得については、畠山聡氏<sup>(5)</sup>と小嶋教寛氏<sup>(6)</sup>によって本覚大師諡号相論<sup>(7)</sup>における東寺の御七日御修法勤修拒否を契機として東寺・東大寺ともに関わりがあった聖忠が自らの出自（兄が撰政鷹司冬春）を利用して兵庫関を獲得したことを明らかにした。次に、「顕密御願料」の使途については、『兵庫県史 通史篇』<sup>(8)</sup>・福田敬子氏<sup>(9)</sup>による「東大寺八幡宮の修造

料」という見解と『兵庫県史 史料編』<sup>(10)</sup>による「顕密祈禱料」を指している見解に二分されていたが、これを小嶋氏<sup>(11)</sup>は、時期的な変化があることを明らかにし、「顕密御願料」が初期は「八幡宮修造料」だったが、状況に合わせて「法会供料」を強調するようになったことを明らかにした。

以上のように、「顕密御願料」に関する研究は獲得方法と使途それぞれにおいてなされてきているものの、未だに「顕密御願料」が獲得時の延慶年間だけでなく、その後も「顕密御願」という言葉が利用され続けているにも拘らず、「顕密御願料」そのものがどのように利用されてきたのかについては検討がされていない。そこで、本稿では「顕密御願料」という言葉に着目して考察することで、「曖昧な表現」であった「顕密御願料」が持つ語意を明らかにすることを試みるものである。

なお、本論に入る前に研究史において「顕密御願料」と表現されるものについて、本稿での立場を明確にしたい。史料上に見られる「顕密御願料」と関わる言葉として、Ⅰ「顕密御願之料所」<sup>(12)</sup>、Ⅱ「顕密御願料足」<sup>(13)</sup>がある。Ⅰは「料所」とあることから土地そのものを指し、Ⅱ「料足」とあることから収益を指すと考えられる。よって、Ⅰは「顕密御願料」の土地を指す言葉、Ⅱは「顕密御願料」の収益を指す言葉として理解し、本論においては、従来の研究史で使われてきた「顕密御願料」は土地や収益といった全体を指す言葉として利用することとする。

## 1 「顕密御願料」の用例

本章では、延慶元年に伏見上皇の院宣にはじめてみられる「顕密御願

之料所」がその後、「顕密御願料」として東大寺やその他関係者の間でどのように利用されていたのかを検討する。

表1は、延慶年間の「顕密御願料」獲得後から「東大寺文書」等に見られる「顕密御願」や「顕密」「御願」という言葉が使用されている史料を一覧化したものである<sup>(14)</sup>。「顕密御願料」に関する史料群は東大寺が兵庫関を獲得した延慶年間から長享年間までとその時代幅は実に広くなった。

そこで次の通りに各史料群を類別してみた(表1内の「分類」と対応)。分類ごとに「顕密御願料」の意味を検討していきたい。

Ⅰ・朝廷や武家政権が東大寺八幡宮への利用を指示するとき・指示した過去を示すとき

本項目の史料群は、一〇点ある。文書番号①～③は朝廷と鎌倉幕府から兵庫関での升米(・置石)徴収の許可を受けたもの<sup>(15)</sup>。⑫は興福寺との兵庫関競望による対立から発生した正和四年の悪党事件が契機となつて後伏見院から獲得した新関停止を武家に撤回するように申し入れる院宣である<sup>(16)</sup>。⑭～⑯、⑲～⑳、㉑は足利将軍家などの室町期に武家政権から発給された文書で延慶年間に兵庫関を獲得した際の条件である嶋修固と「顕密御願料」に関料を充てるべきことを記している。

Ⅰの史料群は、いずれも朝廷や武家政権といった関設置・関料獲得を認める発給主体から実際に関料を獲得する東大寺(東大寺八幡宮)に対して、兵庫関における税収を「顕密御願料」として使用してよいことを記している文書群であることが分かる。

表 1

文書番号	作成年月日	文書名	内容 （「顕密御願料」該当部分）	分類	典 拠
1	延慶元年十二月二十七日	伏見上皇院宣案	以余剰可為顕密(密)御願之料所	I	①3
2	延慶三年四月二十九日	関東御教書案	以余剰可為顕密御願之料所	I	①9
3	延慶三年八月二十三日	六波羅施行状案	以余剰可為顕密御願之料所	I	①10
4	延慶四年正月二十日	東大寺年預五師實玄書状	八幡宮顕密御願料所撰津国経島関所雜掌申	II	①21②1388
5	(応長元年)六月十四日	年預五師実専下知状案	御願之用脚令闕如	II	①17
6	応長元年六月十九日	年預五師某書状案	為当寺八幡宮顕密御願料所	II	①16②1380
7	応長元年六月二十八日	東大寺年預披露状	為当寺八幡宮顕密御願料所	II	①20②1304
8	応長元年後六月日	兵庫関所雜掌珍賢申状案	東大寺八幡宮神輿造替(御願料所)	II	①19②1366
9	応長元年後六月十三日	東大寺年預五師実専書状土代	当寺八幡宮顕密御願料所撰津国兵庫嶋津料	II	③24332
10	正和三年八月十三日	東大寺年預五師慶算書状案	当寺八幡宮新御願料所兵庫嶋関所者(中略)始行厳重数箇之御願之次第	II	①36②1385
11	正和四年九月日	東大寺申状案	大小御願悉及退転之条	II	①33
12	(正和五年)四月十八日	後伏見上皇院宣案	為新御願料所	I	①40②1323
13	文保二年十二月二十六日	東大寺衆徒等連署起請文	顕密重色之料所	II	①46③26910
14	元応二年三月十二日	東大寺衆徒等連署起請文	顕密二宗重色之料所	II	①47
15	正慶元年八月日	東大寺八幡宮神人等申状土代	去延慶年中於当社八幡宮被始置十箇条勅願之時、(中略)当社御願之要劇空及損失之間	II	①99②1393 ③31836
16	正慶元年十一月八日	東大寺衆徒評定事書案	為十箇条頼(勅)願之料所有御寄附之次第	II	①109
17	元弘三年八月日	東大寺訴条々事書	為当寺八幡宮十箇条勅願之料所	II	①117
18	(暦応四年十月)	東大寺年預五師(實専カ)書状案	是又当社顕密御願之要劇	II	①122②1300
19	文和二年十一月二十八日	東大寺衆徒評定事書土代	以余剰於当社勤顕密十ヶ之御願	II	①162②1309
20	明德二年七月二十日	兵庫関雜掌俊賢・長賢連署請文案	於四十貫文者、為顕密御願料足	III	①192 ②1387・1406
21	応永二十八年十二月九日	將軍足利義持御判御教書	拾箇御願等	I	①203
22	応永三十年三月十七日	室町將軍家御教書案	全関得分可專御願造営以下并嶋修固等之由所被仰下也	II	①208②1360
23	応永三十年五月七日	室町將軍家御教書	全領知可專御願以下同嶋修固等之由	I	①205②1308
24	室町時代(足利義持期)	東大寺年預代憲祐等連署起請文	諸御願之布施等可有支配之間事	I	①206
25	永享五年五月二十八日	室町幕府奉行人連署奉書	所詮於御願者、嚴密可被執行之	I	①213
26	文安四年十二月二十一日	室町將軍家御教書	且專諸御願	I	①246
27	宝徳三年十月二十日	室町將軍家御教書	可被專御願之由	I	①253
28	長祿四年条	東大寺法華堂要録	十ヶノ御願ノ料所也	II	①281
29	長享二年二月日	東大寺衆徒群議事書土代	大仏殿八幡宮為十箇之御願料所	II	①322②1325

典拠の①～③の典拠資料名は以下のとおり。①『兵庫県史史料編中世5』、②『東大寺文書之二十』、③『鎌倉遺文』

Ⅱ・東大寺が東大寺八幡宮に利用されていることを相手に示すとき

本項目の史料群は、その他の史料群に比べて量が多く一八点ある。文書番号④（播磨国宮崎（江井崎）商人）・⑤⑥⑦（兵庫関雑掌）・⑧（兵庫嶋住民）・⑨（住吉社）・⑩⑭（興福寺）・⑪（六波羅探題）・⑬⑯⑰（朝廷）・⑱（福泊）・⑲（室町幕府）・⑳（相国寺及び等持寺）・㉑（不明）は、いずれも東大寺が各寺社・権力等（文書番号の後にある（ ）と問題を抱えたときに兵庫関が「顕密御願料」の地であることを表すために用いていることが分かる。㉒は、東大寺年預であった憲祐らによる起請文で㉓との関連性が指摘されている<sup>17)</sup>。㉔は東大寺法華堂衆が記した日記である『東大寺法華堂要録』内に記されている。

Ⅱの史料群は、㉑・㉔を除いて、東大寺側が各相手を訴える際に兵庫関が重要な地であることを示すために用いている場合が多いことが分かる。

Ⅲ・兵庫関税収の使用用途を示すとき

本項目の史料群は、文書番号㉕の一点のみである。当該文書は、兵庫関の関料が九十貫文加増することに対しての請文である。寺方六十貫文のうち四十貫文を「顕密御願料」とすることが求められていたことが分かる。

Ⅲの史料群は、㉕のみで東大寺側が「顕密御願料」として税収を確保することを求める意思があったことが分かる。

以上のように、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと三分類で分けてみたが、その用例のほとんどが発給主体であった朝廷や武家政権が東大寺に「顕密御願料」として認めている場合と逆に東大寺が東大寺内部や朝廷・武家政権等に対して、兵庫関が「顕密御願料」の地であったことを示している場合のどち

らかであることが明らかになった。

一方で、兵庫関における「顕密御願料」という税収は、文書番号㉕の1例のみであり、実際にはそのような税収が存在しえなかったことが分かる。確かに、東大寺領兵庫関で徴収された関料は、「兵庫関月宛供料結解状」<sup>18)</sup>において使用用途が確認でき、先述のとおり既に先学によって多岐に及ぶその明確な使途が明らかにされている<sup>19)</sup>。例えば小嶋氏は、嘉暦二年以前においては「八幡宮造営料」と「法会供料」であることを明らかにし、さらに「仏聖供料・法会供料ともに多くが八幡宮に關連し、また「顕密」それぞれの属性を有しており、八幡宮領「顕密御願料所」の寄進名目と直接的に対応する。」と述べている<sup>20)</sup>。

では、実際の税収項目ではない「顕密御願料」を東大寺はどういった意味合いで使用していたのだろうか。ここで章を改め、次章ではⅡの分類項目に注目して検討を行っていききたい。

## 2 東大寺による「顕密御願料」の使用法

東大寺側が「顕密御願料」を使用した項目（表1の分類Ⅱ）は、先述のとおり文書番号④～⑪・⑬～⑲・⑳・㉑であり、その大半が各寺社・権力等と問題を抱えたときに兵庫関が「顕密御願料」の地であることを表すために用いた。

例えば、⑨であればその全文は以下のとおりである（傍線・返り点は著者が記入した）<sup>21)</sup>。

被<sub>二</sub>衆議<sub>一</sub>一偁、当寺八幡宮顕密御願料所撰津国兵庫嶋津料、任<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>加<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之処、住吉神領船違<sub>二</sub>背<sub>一</sub> 勅裁<sub>二</sub>、不<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>有限之役<sub>一</sub>、



とが明らかになった。③「顕密御願料」を東大寺がどういった意味合いで使用していたのかを明らかにするために東大寺が作成した史料内に見える「顕密御願料」について検討を行ったところ、東大寺内外で兵庫関が「顕密御願料」の地という重要地であることを訴えかけるために用いていたことが分かった。また、それは実際の使用用途として多岐に渡っていた兵庫関の税収を総称して「顕密御願料」と呼び、その曖昧さゆえに様々な用途にもちいていたことも分かった。なお、表1の分類Iで使用される「顕密御願料」については、認可側の立場である朝廷や武家政権が発給側となっているため、当然認可時の名目として「顕密御願料」を認めるのであって、それは至極当然のことであることは言うまでもない。

さて、今回の検討を通して、これまで実際の税収項目ばかりが目ざされてきたが、その総称たる「顕密御願料」にも東大寺側の意図が多分に含まれた言葉であることが分かった。東大寺が延慶年間に手に入れた「顕密御願料」という税収の名目を上手く利用している感は否めない。すると、聖忠はこうした利用を見越していたのかといった疑問点が浮かんでくる。他にも聖忠がなぜ兵庫関に目をつけたのかについても兵庫津ミュージアムが今後明らかにすべき課題であろう。こうした獲得時における「顕密御願料」と兵庫関の関係性については、今後の課題としたい。

- 註
- (1) 兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 通史篇』第二卷（一九七五年）
  - (2) 兵庫関を東大寺や興福寺が獲得できた理由や関所経営に關しての研究は、主に兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 通史篇』第二卷（一九七五年）や新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 歴史篇Ⅱ古代・中世』（二〇一〇年）を中心に述べられてきている。それ以外にも、永村眞「東大寺油倉の成立とその経済活動」（『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年）、錦昭江「中世的関所の構造的展開」（悪党研究会編『悪党の中世』岩田書院、一九九八年）畠山聡「中世東大寺による兵庫関の経営とその組織―関務権の所在を中心として―」（『日本史研究』四九四号、二〇〇三年）、小嶋教寛A「兵庫関の税収使途に關する一考察―鎌倉末期の兵庫関結解状を素材に―」（『年報三田中世史研究』一六号、二〇〇九年）、同B「東大寺領兵庫関の寄進にみえる密教的背景とその影響―「顕密御願料」の実像をめぐって―」（『蓮花寺佛教研究所紀要』第九号、二〇一六年）がある。
  - (3) 「伏見上皇院宣案」（内閣文庫所蔵撰津国古文書、兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（一九九〇年）文書番号三所収）。
  - (4) 註2小嶋A論文同
  - (5) 註2畠山同
  - (6) 註2小嶋B論文同
  - (7) 後宇多院が自らに伝法灌頂を授けた真光院禪助への勸賞として、仁和寺広沢流の流祖益信への大師号諡号に対して、取り消しを求める延暦寺と諡号を求める東大寺や東寺・仁和寺を中心とした東密系諸寺院の相論。最終的に鎌倉幕府の調停により、大師号辞退という延暦寺衆徒の全面勝利で終わった。（『国史大辞典』）
  - (8) 註1同

- (9) 福田敬子「鎌倉後期の寄進関（上）」（『神戸高専研究紀要』第三八一―、一九九九年）
- (10) 兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（一九九〇年）
- (11) 註2小嶋A B論文同。なお、小嶋氏はB論文にて、顕密御願料を東大寺八幡宮の修造料として捉える見方を行っている先行研究として宇佐美隆之氏と畠山聡氏（註2畠山同）をあげられているが、宇佐美氏の当該論文（「関の本質と場」『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九年）・畠山氏の当該論文ともにそうした考えが見られない。よって、発表者の研究史の整理では、この両者を除外して検討している。
- (12) 「顕密御願之料所」としている史料として、表1における史料番号①・②・③・④・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑬・⑭・⑯・⑰・⑱・㉑があげられる。
- (13) 「顕密御願之料足」としている史料として、表1における史料番号⑳があげられる。
- (14) 兵庫関に関する史料を探すにあたり、以下の史料集やデータベースを活用した。①兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（一九九〇年）、②東京大学史料編纂所編纂『大日本古文书家わけ第十八 東大寺文書之二十』（二〇〇八年）、③竹内理三編『鎌倉遺文』（一九七一年～一九九五年）、④東大史料編纂所データベース  
<https://www.ap.h.u-tokyo.ac.jp/ships/> オンライン上で確認できる史料のみ
- (15) 註2『新修 神戸市史』同
- (16) 註2『新修 神戸市史』同
- (17) 「東大寺年預代憲祐等連署起請文」（東京大学史料編纂所編纂『大日本古文书家わけ第十八 東大寺文書之二十』（文書番号一三六〇、二〇〇八年）
- (18) 「兵庫関月宛供料結解状」は、兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（一九九〇年）で確認できるだけでも一八件以上ある。
- (19) 永村眞「東大寺油倉の成立とその経済活動」（『中世東大寺の組織と経営』塙書房、1989年）、錦昭江「中世的関所の構造的展開」（悪党研究会編『悪党の中世』岩田書院、一九九八年）、註2小嶋A B論文同
- (20) 註2小嶋A B論文同
- (21) 「東大寺年預五師實專書状土代」（東京大学史料編纂所編纂『大日本古文书家わけ第十八 東大寺文書之二十』（文書番号一三八〇、二〇〇八年）
- (22) 「兵庫関所雑掌珍賢申状案」（兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（文書番号一七、一九九〇年）の端裏書に「関所雑掌珍賢守護所申状案 応長元年後六月 日」とある。
- (23) 註19同史料
- (24) 「東大寺衆徒等連署起請文」（兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史 史料編』中世五（文書番号四六、一九九〇年）（兵庫県企画部地域振興課・当館学芸員）